

住民税を特別徴収(給与天引)にされている事業所様には  
今月中に新年度の特別徴収税額の通知が、各市区町村  
より届く予定となっております。  
ご確認をお願い致します。

# NEWS LETTER

今年も早いものでGWが過ぎてしまいました。このままではあっという間にマイナンバーの交付が始まる10月が来てしまいそうです。マイナンバーの取り扱いにおいては、会社の方での管理マニュアルが国税庁等から情報発信されております。弊所でも8月下旬に顧問先様向けのマイナンバー対策セミナーを開催予定です。是非ご参加ください。 岡村 景明

5

2015



- 地方法人税の創設と  
中間申告への影響
- 結婚・子育てと教育資金の  
一括贈与、違いは何ですか？

## Message From Staff

～ ゴールデンウィーク ～

- お食い初め
- 懐かしいづくし
- 日光東照宮
- 休日の1コマ

# 地方法人税の創設と中間申告への影響



## 多少でも



地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用が開始されます。

## ■ 地方法人税とは

地方法人税は、消費税率の引上げで生ずる地域間の税収格差を縮小する目的で創設されました。具体的には、これまでの法人住民税のうち一部を国税（地方法人税）とし、地方法人税全額が地方交付税の原資となります。

	(例) 標準税率		
	(改正前)	(改正後)	
道府県民税法人税割	5.0%	3.2%	1.8%
市町村民税法人税割	12.3%	9.7%	2.6%
			地方法人税率 (4.4%)

基本的に税負担の総額は大きく変わりませんが、地方法人税は国税のため、法人税の確定申告書と一体で用意されている地方法人税の確定申告書を、税務署へ提出して納付することとなります。

## ■ 26年10月1日以後開始事業年度の中間申告にご注意を

地方法人税に係る中間申告は、平成27年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます（地方法人税法附則③）。

また、地方法人税創設の他、地方法人特別税の一部が法人事業税へ還元される改正により、法人都道府県民税・法人事業税・地方法人特別税・法人市町村民税では、平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度に係る中間申告（予定申告）について、次の経過措置が設けられています。

**[予定申告に係る経過措置]** ※詳細は、申告先の自治体でご確認ください。

### 法人都道府県民税法人税割

前事業年度の法人税割額 × 3.8 ÷ 前事業年度の月数

### 法人事業税

前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） ÷ 前事業年度の月数 × 7.5

### 地方法人特別税

前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数 × 4

### 法人市町村民税

前事業年度の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数

そのため、たとえば9月末決算法人の平成27年9月期に係る中間申告を行う場合には、地方法人税は中間申告をする必要はなく、地方自治体への予定申告は上記経過措置を適用することとなります。変則的な取扱いに、ご注意ください。

# 結婚・子育てと教育資金の 一括贈与、違いは何ですか？



結婚や子育てのための資金を一度に贈与した場合、贈与税がかからない制度が創設されたそうですが、すでにある“教育資金”を一度に贈与した場合との違いは何ですか？

**A** 結婚や子育て資金を一度に贈与した場合に贈与税がかからない制度を「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」、教育資金は「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」といいます。両制度については、贈与者と受贈者の関係等、共通点がある一方で、贈与者が死亡した際の残額の取扱

いや受贈者の年齢、限度額等の違いがあります。主な事項の比較を下表に示しました。

なお、結婚や子育て、教育資金の贈与については、これらの制度を利用しなくとも、親子間など扶養義務者間で必要な都度、通常必要な範囲内で贈与する場合に、贈与税はかかりません。その点も十分ご注意ください。

## 〔結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の主な比較〕

制度名		結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
拠出期限		平成27年4月1日～31年3月31日	平成25年4月1日～31年3月31日
贈与者		受贈者の直系尊属（父母、祖父母等）	
受贈者（年齢要件）		年齢20歳以上50歳未満	年齢30歳未満
非課税限度額		受贈者1人につき、1,000万円 (結婚関連費用は300万円)	受贈者1人につき、1,500万円 (学校等以外への支払は500万円)
非課税となる用途		婚礼費用（結婚式や披露宴等）、新居手配や引越費用、妊娠出産費用（不妊治療、妊婦検診、分娩入院等）、子の医療費や保育費（ベビシッター費を含む）等	入学金、授業料、入園料、保育料、学用品費、修学旅行費、学校給食費、学習塾代、教養費用、通学定期代、留学渡航費等
契約終了	事由（年齢要件）	受贈者の年齢が50歳に達したとき	受贈者の年齢が30歳に達したとき
	残額に係る課税の取扱い	年齢要件による契約終了の場合には、使い残しに対して贈与税が課税	
契約期間中に贈与者が死亡した場合の残額に係る課税の取扱い		贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税対象となる。ただし、このみなし分について、相続税額の2割加算の適用はない。また、受贈者が贈与者からこのみなし分以外に相続又は遺贈により財産を取得していない場合には、生前贈与加算の適用はない。	特に規定はない（贈与者の相続財産として相続税の課税対象とはならない）。

※相違する点を下線で表示

### お食い初め

皆さまご無沙汰しております、久しぶりに自筆させていただきます。

月日が過ぎるのは早いもので、

「こどもの日」が出産からちょうど100日目ということもあり、ゴール

デンウィークは端午の節句とお食い

初めの行事を行いました。お食い初めとは「一生涯、食べることに困らないように」という願いを込めて食べる真似をする儀式です。お陰様で息子は今のところ健康に大きく育てております。

そろそろ首がすわりそうなところですよ。

写真は丹波市にある白毫寺（びやくごうじ）の藤棚を訪れて撮ったものです。満開で大変綺麗でした！



竹内 菜美

### 懐かしいづくし

5月に入り暑さも一気に増してきたように感じます。そろそろハチの存在に怯える直江です！

ゴールデンウィークは中学校の同窓会があり、母校（小学校）が来年近くの小学校と合併されると友達から教えてもらいました。

母校（高校）も合併されると以前から聞いており、やはり少し寂しい気持ちになってしまいますね。

さて写真は久しぶりに野球観戦に行ってきました！小学生の甥っ子がいつのまにか大ファンになっていて、家族みんなで行ってきました。



サヨナラ勝ちの良い試合を観させてもらいました

直江 美佳

### 日光東照宮

GWは栃木まで軽四（N-BOX）で赴きました。往復で1200キロを超えましたが、意外にも大きな渋滞には巻き込まれず快適でした。

日光東照宮は家康を祀っているという事で、他の神社とは全然違います。とにかく豪華！装飾や塗装、細工など、徳川の力をこれでもかと誇示しているかのようです。出雲大社も規格外の神社ですが、日光東照宮もまた違った特色があります。

眠り猫や三猿、鳴籠などの見どころも多く、下調べを十分にしていけばさらに楽しめる観光スポットだ



と思います。写真はパワースポットでも有名な家康の墓です。

松尾 圭司

### 休日の1コマ

皆さま、いつもお世話になっております

ゴールデンウィーク初日に耳鼻科の先生に「良くない状態ですね♪」と元気に言われた残念な川端です（`Д´|||）

ということでゴールデンウィークはノー外出でした（。>Д<）

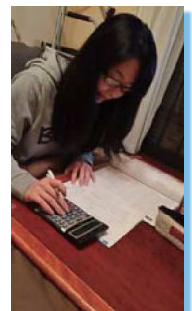
えっ？体調が万全でも同じ結果になっていただろう？……

ソナコトナイテスヨ（・ε・）

写真はゴールデンウィーク中真面目に勉強している様子です<(`´)>キッ

え？眼鏡？ダメです…

フザケテナイテスヨ（・ε・´）



川端 優美

岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

